

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和六十

年埼玉県告示第六十号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十三年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三百四十号、平成二年埼玉県告示第七百七十五号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示第九百三十三号、平成四年埼玉県告示第九百四号、平成五年埼玉県告示第千三百三十九号、平成五年埼玉県告示第千七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第千七百八十四号、平成八年埼玉県告示第五百五十七号、平成九年埼玉県告示第四百十五号、平成十年埼玉県告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示第九百四十四号、平成十三年埼玉県告示第三百七十五号、平成十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十七年埼玉県告示第千三百一十一号の事業地に、旧岩槻市の昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和十五年埼玉県告示第四百五十九号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示第二千二十八号、昭和六十三年埼玉県告示第千五百一十一号、平成二年埼玉県告示第二百一十四号、平成四年埼玉県告示第千七百九十五号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十二年埼玉県告示第千六百六十一号、平成十五年埼玉県告示第七百二十四号、平成十八年埼玉県告示第三百五十一号、平成十九年埼玉県告示第四百九十一号、平成二十二年埼玉県告示第千八十号、平成二十四年埼玉県告示四百二十七号、平成二十五年埼玉県告示四百二十一号、平成二十六年埼玉県告示四百二十二号の事業地に埼玉県さいたま市浦和区大原二丁目、三丁目及び五丁目並びに大宮区天沼町一丁目及び二丁目並びに寿能町二丁目並びに堀の内町二丁目及び三丁目並びに三橋二丁目及び四丁目並びに北区大字今羽町並びに大字奈良町並びに大字別所町並びに大字本郷町並びに吉野町一丁目及び二丁目並びに桜区大字在家字稲荷、字大角、字志加田、字武低、字道免及び字堀合並びに大字宿字神子田、字久保堀、字拾耆堀、字深町、字二重川及び字宮前並びに大字塚本字神子田並びに西区大字飯田字裏並びに大字内野本郷字西原、字上野原及び字新田並びに大字指扇字戸並びに大字清河寺字北原、字須場、字天山、字中原、字西原及び字東谷並びに大字高木字稲荷前、字根

貝戸及び字東浦並びに大字中野林字中郷並びに大字西遊馬字氷川下並びに大字西新井字大山及び字本村前並びに大字二ツ宮字後谷、字江川及び字七島並びに大字宝来字八反田及び字葭野並びに大字水判土字堀の内並びに三橋五丁目及び四丁目並びに大字宮前町並びに緑区大字大間木字悪水東、字八町及び字附島並びに大字大牧字附島並びに大字下山口新田字八丁下並びに見沼区大字大谷字八石、字向大谷西及び字向大谷東並びに加田屋一丁目及び二丁目並びに大字加田屋新田字内田並びに大字片柳字原山並びに大字上山口新田字悪水向並びに大字小深作字小山及び字小深作前並びに大字笹丸字荒神及び字元荒神並びに大字染谷字後丁、字中通北、字中通南及び字氷川並びに染谷一丁目、二丁目及び三丁目並びに大字西山新田並びに大字西山村新田字築越並びに大字東新井字天神越並びに大字東宮下字諏訪、字西及び字子ノ神並びに東宮下一丁目並びに大字膝子字辻並びに大字御蔵字木野下、字小ヶ谷戸、字小松台、字砂久保及び字高見並びに大字宮ヶ谷塔字前並びに大字山字北原及び字高野原並びに岩槻区大字飯塚字乾谷、字原地、字溜及び字本田並びに大字岩槻字西原一及び字西原二並びに大字上野字八番並びに大字裏慈恩寺字新房並びに大字表慈恩寺字西及び字南並びに加倉五丁目並びに大字加倉字谷ツ合、字坂下及び字川通並びに大字柏崎字上組及び字勘五郎並びに大字古ヶ場字白水並びに大字慈恩寺字西向山及び字前並びに城南一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目並びに大字真福寺字新田、字中道、字新堤、字原及び字谷頭並びに大字徳力字西並びに大字長宮字前田並びに南平野四丁目及び五丁目並びに大字原町並びに府内三丁目及び四丁目並びに大字本宿字西並びに大字箕輪字東並びに大字村国字江入穴、字屋敷、字上立、字中島、字道下、字里及び字鋳物屋敷並びに大字谷下字鎮守裏地内において事業地を変更する。

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし